

長崎北陽台高校野球部 OB 会会則

平成24年12月30日

第1条 <名称>

この会は、長崎北陽台高校野球部 OB 会と称する。

第2条 <目的>

この会は、長崎北陽台高校野球部への支援と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 <会員>

会員は、長崎北陽台高校野球部 OB 及び教職員 OB ほかを以って組織する。

なお、野球部 OB とは野球部に在籍したことがある者とする。

第4条 <活動>

この会は、その目的を達成する為に、次の活動を行う。

- (1) 長崎北陽台高校野球部の選手強化に関する支援。
- (2) 長崎北陽台高校野球部が行う各種試合の応援。
- (3) 会員相互の親睦増進に関する事。
- (4) 会員名簿の管理に関する事。
- (5) 長崎北陽台高校野球部が行う活動の近況報告等。
- (6) その他、会員の要望に関する事。

第5条 <機関>

この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務局

①総会は、2年に1回開催する。但し、会長は必要に応じて臨時に開催する事が出来る。

②役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計、会計監査及び運営委員をもって構成する。

役員の人選については、前年度役員会の推薦によるものとし、総会で承認する。

③事務局は事務局長宅に置き、総会、役員会の決議に従い、会の運営全般を行う。

第6条 <議決>

あらゆる審議案件については、総会において出席者の過半数の賛成により議決する。

第7条 <役員>

(1) 運営委員を各回生ごとに1名以上選出することとする。運営委員より、会長1名、副会長若干名、事務局長1名、事務局長補佐1名、会計1名、会計監査2名、を置く。その任期は2年とし再任は妨げないものとする。会の運営上に関する問題は役員会において審議し、総会において決定する。

(2) この会に、役員会の議決を経て顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、会長の求めに応じて役員会に出席し、意見を述べる事ができる。

第8条 <会費>

この会の会費については、別途会費規定にて定めることとする

第9条 <会期及び会計年度>

この会は、当年8月1日から翌年の7月31日までを会期及び会計年度とする。

<付則>

- (1) 本会の設立日を2012年(平成24年)12月30日とし、本会則を同日より施行する。
- (2) 初年度の役員については、第5条②の「前年度役員会」を「OB 会設立準備委員会」と置き換えるものとする。

長崎北陽台高校野球部 OB 会会費規定

第1条<金額>

会費については、1口1,000円とする。

社会人については2口以上、学生については1口以上を年会費とする。

第2条<納入方法>

毎年度、全会員に対して納入の通知を行い、振込みにて行うものとする。

なお、総会時に現金にて納入することについても可能とする。

第3条<納入期限>

毎年度7月31日を納入期限とする。

なお、期限を過ぎて納入された会費については、納入日における会計年度の会費として計上するものとする。

第4条<会計>

納入された会費については一般会計として計上するが、最低口数を超える会費の納入がなされた場合には、超えた金額に関しては特別会計へ計上するものとする。

第5条<議決>

この会費規定にかかる審議案件については、役員会において出席者の過半数の賛成により議決する。

<付則>

(1) 本会の設立日を2012年(平成24年)12月30日とし、本規定を同日より施行する。

(2) 初年度の会費については、「OB会設立準備委員会」における諸経費を支出するものとする。